

社会福祉法人姫戸福祉会
虐待の防止のための指針

指定介護老人福祉施設の「人員、設備及び運営に関する基準」第 35 条の 2、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業の「人員、設備及び運営に関する基準」第 3 条の 38 の 2、指定短期入所生活介護事業、指定通所介護事業、及び指定訪問介護事業の「人員、設備及び運営に関する基準」第 37 条の 2、指定居宅介護支援事業の「人員、設備及び運営に関する基準」第 27 条の 2（以下、「指定介護老人福祉施設の「人員、設備及び運営に関する基準」第 35 条の 2 等」という。）に基づく虐待の防止のための指針を、以下のように定める。

1. 虐待の防止に関する基本的考え方

高齢者に対する虐待は、高齢者の尊厳を脅かす深刻な事態であり、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）に示すとおり、その防止に努めることは極めて重要です。

当法人では、同法の趣旨を踏まえ、また介護保険法が掲げる「尊厳の保持と自立支援」という目的を達成し、当法人が掲げる基本理念「住み慣れた地域の中で、今までの人間関係を保ちながら老後を過ごしていただく」を実現させるため、虐待の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応等に努めるとともに、虐待が発生した場合には適正に対応し再発防止策を講じます。

そのための具体的な組織体制、取組内容等について、本指針に定めるとともに、翔洋苑運営規程第 43 条、翔洋苑ユニット棟運営規程第 42 条、翔洋苑短期入所生活介護事業所運営規程第 11 条、翔洋苑デイサービスセンター運営規程第 13 条、姫戸町ホームヘルパーステーション翔洋苑運営規程第 19 条、姫戸町在宅介護支援センター翔洋苑運営規程第 13 条に明示します。

なお、高齢者虐待防止法の規定に基づき、当法人では「高齢者虐待」を次のような行為として整理します。また、当法人のサービス内容及び社会的意義に鑑み、当法人職員による虐待に加えて、高齢者虐待防止法が示す養護者による虐待及びセルフ・ネグレクト等の権利擁護を要する状況、並びに虐待に至る以前の対策が必要な状況についても、「虐待等」として本指針に基づく取り組みの対象とします。

【高齢者虐待防止法に示される虐待行為の類型（要介護施設従事者等によるもの）】

- 身体的虐待
高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。
※ 緊急やむを得ない場合に例外的に行うもの以外の身体拘束も該当する。
 - 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）
高齢者を衰弱させるような著しい減食や長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
 - 心理的虐待
高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - 性的虐待
高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者にわいせつな行為をさせること。
 - 経済的虐待
高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- ※ **【別表】**に具体的な例を示しています。

2. 虐待防止検討委員会その他法人内の組織に関する事項

(1) 虐待防止検討委員会の設置

「指定介護老人福祉施設の「人員、設備及び運営に関する基準」第35条の2等」に基づく虐待の防止のための対策を検討する委員会として「社会福祉法人姫戸福祉会 虐待防止検討委員会」（以下、「委員会」という。）を設置します。

(2) 委員会の組織

委員会の構成員は、施設長、生活相談員（社会福祉士）、介護主任、ユニットリーダー、看護職員・生活相談員・デイサービス・訪問介護・居宅介護支援の代表者とします。また、外部有識者として、協力医療機関の医師、社会保険労務士等の専門職を構成員とし、必要に応じて委員会に招集することとします。

委員会の責任者として委員長を置き、これを施設長が務めます。また、副委員長を出口相談員とするとともに、両名を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」（以下、「担当者」という。）とします。その他、各構成員の役割は下表のとおりとします。

【構成員ごとの役割】

構 成 員	役 割
施設長	委員長（責任者） 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者
生活相談員（社会福祉士）	副委員長 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者
介護主任・ユニットリーダー・デイ・HS・居宅介護支援	虐待防止措置の周知、進捗管理
看護職員の代表者	医療的ケアに関する検討、医師招集の要否検討
生活相談員の代表者	利用者・家族等への説明、相談対応
外部有識者（医師・社会保険労務士等）	第三者かつ専門家の観点からの助言

（3）委員会の開催

委員会は、委員長の招集により、年間計画に基づき2ヶ月に1回以上の間隔で定期的で開催するとともに、必要に応じて随時開催します。また、定期開催分については、主任者会議との共催（毎回）とし、法人内各事業所の虐待防止検討委員会とも共催（毎回）します。

（4）委員会における検討事項（所掌事項）

委員会では、以下の項目について検討を行うとともに、必要な取組事項を決定します。

- ① 虐待防止検討委員会その他法人内の組織に関すること
- ② 虐待の防止のための指針の整備、見直しに関すること
- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容及び企画・運営に関すること
- ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

⑦ 再発の防止策を講じた場合には、その効果についての評価に関すること

(5) 結果の周知徹底

委員会での検討内容及び結果、決定事項等については議事録その他の資料を作成し、全委員に Share 内フォルダで共有して周知徹底を図ります。

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

(1) 定期開催

虐待等の防止を図るため、介護職員その他の職員に対する職員研修を、年2回（8月及び1月を目安）実施します。また、身体的拘束適正化に関する職員研修と同時開催とします。

(2) 新規採用時

職員の新規採用時には、新人職員研修カリキュラムに定めて、虐待等の防止を図るための研修を必ず実施します。

(3) 研修内容

研修内容は、以下のものを基本とし、詳細は委員会により定めます。

- ① 虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識
- ② 本指針及び「社会福祉法人姫戸福祉会 虐待防止マニュアル」の内容に基づく取り組み方法
- ③ 虐待等に関する相談・報告、並びに通報の方法
- ④ 委員会の活動内容、及び委員会における決定事項

(4) 研修記録

研修の実施回ごとに、研修実施記録を作成し、使用資料一式とともに、記録簿にファイルし、文書管理規程に則り保管・管理します。

(5) 研修内容の周知徹底

研修内容の周知徹底を図るため、研修の開催日・時間帯等について委員会で検討し、参加率向上に努めます。また、オンデマンド研修、研修録画の活用により、参加できない職員の後日参加を確認し、その結果を研修記録に含めます。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 市町村等への通報

虐待の被害を受けたと思われる高齢者（利用者）を発見した場合は、高齢者虐待防止法の規定に従い、速やかに上天草市の窓口ご連絡します。また、養護者による虐待である場合には、上天草市地域包括支援センターにご連絡します。

なお、行政機関等からの調査、指導、処分等については、法令に従い適切に対応します。

【市町村等への通報窓口】

- 上天草市高齢者ふれあい課 管理係（電話：28-3360）
- 上天草市地域包括支援センター（電話：28-3378）

(2) 施設内での報告及び対応

虐待の被害を受けたと思われる高齢者（利用者）を発見・通報した場合を含めて、虐待等が発生した場合には、速やかに委員会の構成員に報告します。この際、報告の方法・様式、及び報告する委員会構成員は問わず、匿名でも行えることとし、報告を受けた構成員は「不適合サービス報告書」を使用してその記録を作成し、委員会委員長に報告します。

報告を受けた委員長（施設長）は、下記の対応若しくは対応の指示を、適時適切に実施します。

- ① 当該利用者の心身状況の確認・安全確保
- ② 上天草市等への通報の有無の確認及び必要と思われる場合の通報
- ③ 法人本部、家族等への報告（第一報）
- ④ 関係職員、関係部署等への事実確認、関係職員の勤務状況等の確認
- ⑤ 委員会の臨時開催及び原因分析、事後対応・再発防止策の検討及び対策の決定
- ⑥ 事後対応及び再発防止策の周知及び実行
- ⑦ 関係者への報告（第二報以降適時）
- ⑧ 必要に応じた懲罰委員会への報告
- ⑨ 委員会における事後対応及び再発防止策の実行状況の確認・評価

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

虐待等が発生した場合の相談・報告の体制は、本指針4.（1）及び（2）に準じます。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待等の防止の観点を含めて、成年後見制度その他の権利擁護事業について、利用者や家族等へ説明を行うとともに、その求めに応じて上天草市役所及び上天草市社会福祉協議会等の窓口を適宜紹介します。また、養護者による虐待が疑われる場合等においては、委員会が直接上天草市役所等に連絡し、対応について相談します。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等に係る苦情については、重要事項説明書に示す、当法人において包括的に設置する苦情対応窓口において受け付けます。受付担当者は苦情等の内容を精査し、虐待等に関係する内容が含まれている場合には、苦情対応責任者を通じて、委員会に報告します。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、利用者、家族（身元引受人）、後見人等の関係者及び当法人職員、並びにその他の関係者がいつでも閲覧できるよう、事業所内に掲示するとともに、当法人ウェブサイトにも掲載します（www.shoyoen.or.jp）。

9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

(1) 「社会福祉法人姫戸福祉会 虐待防止マニュアル（2022年版）」の活用

本指針を踏まえて作成された「社会福祉法人姫戸福祉会 虐待防止対応マニュアル」に基づき、日常業務における虐待等の防止に努めます。

(2) 他機関との連携及び外部研修への職員派遣

熊本県老人福祉施設協議会、上天草市社会福祉協議会等の他施設、他事業所等との連携の機会及び同団体及びその他の機関が開催する外部研修の機会等には積極的に参加し、利用者の権利擁護に係る研鑽を常に図ります。

10. 本指針の改廃

本指針の改廃の要否及び改定する場合の改定作業は、委員会により実施する。

11. 附則

この指針は、令和4年1月1日より施行する。

この改正指針は、令和6年4月1日より施行する。

【別表】 『高齢者虐待防止の基本』（厚生労働省）

「要介護事業者等による高齢者虐待類型（例）」

区 分	具 体 的 な 例
1.身体的虐待	<p>① 暴力的行為（※1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする、等々 <p>② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。等々 <p>③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制</p>
2.介護・世話の放棄・放任	<p>① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れの酷い服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・オムツが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・室内にゴミが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。等々

	<p>② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療が必要な状態にもかかわらず、受診させない、あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。等々 <p>③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナースコール等を使用させない、手の届かない所に置く。 ・必要な眼鏡、義歯、補聴器等があっても使用させない。等々 <p>④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。等々 <p>⑤ その他、職務上の義務を著しく怠ること</p>
3.心理的虐待	<p>① 威圧的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ（施設や居宅等）にいられなくしてやる」、「追い出すぞ」などといい脅す。等々 <p>② 侮辱的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「死ね」などの侮辱的なことを言う。 ・排泄介助の際、「臭い」、「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。等々 <p>③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「意味もなくコールを押さないで」、「なんでこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。 ・話しかけ、ナースコール等を無視する。 ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやって見せる（他の利用者にやらせる）。等々

	<p>④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視してオムツを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。等々 <p>⑤ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なくむ無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。等々 <p>⑥ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いすでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。等々
4.性的虐待	<p>① 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排泄をさせたり、オムツ交換をしたりする。また、その場面を見せないための配慮をしない。等々

5.経済的虐待	<p>① 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、お釣りを渡さない）。 ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。等々
---------	--

※1 身体的虐待における暴力行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。

「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要ではない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下ろせば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴力罪は成立する。」

（東京高裁判決昭和 25 年 6 月 10 日）